

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金の紹介

■ 制度内容 ■

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を給付する制度です。

■ 対象者 ■

市内にお住まいのひとり親家庭の親又は子で、次の全ての条件を満たす方

- ① 申請時において20歳未満の児童を養育している方、又はその児童
- ② 児童扶養手当を受給しているか、又は受給できる所得水準にある方
- ③ 高等学校を卒業していない方
- ④ 大学入学資格検定又は高卒認定試験に合格していない方
- ⑤ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ⑥ 過去にこの給付を受けていない方

■ 対象講座 ■

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません。

■ 給付額 ■

給付金の種類	概要	給付割合	給付限度額
受講開始時給付金	対象講座の受講開始時に支給する給付金	対象講座受講費用の4割相当額	【通信制の場合】 上限100,000円 下限4,001円 【通学の場合】※ 上限200,000円 下限4,001円
受講修了時給付金	対象講座の受講修了時に支給する給付金	対象講座受講費用の5割相当額（受講開始時給付金の給付を受けている場合は、当該給付を受けた額を控除した額）	受講開始時給付金と合わせて 【通信制の場合】 上限125,000円 下限4,001円 【通学の場合】※ 上限250,000円 下限4,001円
合格時給付金	受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金	対象講座受講費用の1割相当額	受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせて 【通信制の場合】 上限150,000円 【通学の場合】※ 上限300,000円

※「通学の場合」には「通学及び通信併用の場合」を含みます。

■ 給付までの流れ ■

- ①受講開始日の概ね1か月前に事前相談（申請者）
- ②対象講座指定申請（申請者）
- ③対象講座指定通知（市）
- ④受講料の支払（申請者）
- ⑤受講開始後30日以内に支給申請（申請者）
- ⑥受講開始時給付金の支給（市）
- ⑦講座の受講（申請者）
- ⑧講座全科目修了後30日以内に支給申請（申請者）
- ⑨受講修了時給付金の支給（市）
- ⑩受講修了から2年以内に高卒認定試験合格（申請者）
- ⑪合格後40日以内に支給申請（申請者）
- ⑫合格時給付金の支給（市）

■ 申請手続 ■

手続	必要なもの
事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・受講する講座のパンフレット等 ・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書
講座指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・受講する講座のパンフレット等 ・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない場合は次の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び児童戸籍謄本（または抄本） ・世帯全員の現年度（1月から7月までの間に申請する場合には、前年度）の所得証明書
受講開始時給付金 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・受講対象講座指定通知書・受講経費に係る領収書 ・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない場合は次の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び児童の戸籍謄本（または抄本） ・世帯全員の現年度（1月から7月までの間に申請する場合には、前年度）の所得証明書
受講修了時給付金 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・受講対象講座指定通知書・対象講座修了証明書・受講経費に係る領収書 ・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない場合は次の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び児童の戸籍謄本（または抄本） ・世帯全員の現年度（1月から7月までの間に申請する場合には、前年度）の所得証明書
合格時給付金 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・受講対象講座指定通知書・文部科学省が発行する合格証書 ・受講経費に係る領収書・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない場合は次の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び児童の戸籍謄本（または抄本） ・世帯全員の現年度（1月から7月までの間に申請する場合には、前年度）の所得証明書

■ 事前相談・各申請窓口 ■

- 事前相談場所 子育て支援課 子育て支援係（栄庁舎）
- 申請場所
 - ・ 市民窓口課 市民総合窓口 ★ ※ 火曜日は午後7時まで開いています。
 - ・ 栄サービスセンター 総合窓口グループ
 - ・ 下田サービスセンター 総合窓口グループ

★市民窓口課 市民総合窓口での手続は予約ができます。

予約がない人も手続はできますが、お待ちいただくことがあります。
栄・下田各サービスセンターでの手続は予約不要です。

● オンライン予約：[QRコード]

● 電話予約：050-1809-8310
(子育て・福祉手続専用)



※ 子育て支援サイトに、その他の制度について概要を掲載しています。
詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。



◆ 問合せ ◆ 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
〒959-1192 三条市新堀 1311 番地 TEL 0256-45-1113